

第 6 回東京財団フォーラム（2007 年 7 月 23 日）

笠谷和比古・国際日本文化研究センター教授

講演の要点

- ・ 昨今「武士道」が関心を集めている。武士の生き方の中にみられる、困難に対してただ一人立ち向かっていく潔さ、強い個性を備えた自立した人格の像が多くの人々をひきつけているのではないか。
- ・ 武士道の本質には、筋を通してものを考え、不正に対しては、たとえそれが組織の上層部によるものであろうと、正すよう意見する「諫言（かんげん）」（異議申し立て）の姿勢や、自己の内面に照らしての「恥」の概念などがある。
- ・ あとを絶たない組織不正に見られる内部自浄努力の欠如、あるいは弱い者いじめや車内での化粧に見られる「恥」の概念の摩滅といった、今日の社会の病理を解決する上で、武士道の精神は重要な意義を持っている。
- ・ 「武士道」は、そもそも中世社会で「弓矢取る（身の）習い」「弓矢の道」と呼ばれていたものが、戦国時代をへて近世・徳川時代に入るとともに「武士道」と称されるようになった。
- ・ 武士道は当初は戦場における勇武の振る舞いや精神を指していたが、徳川時代の 200 年以上に及ぶ持続的平和の下で、武士が領国の当地をつかさどる役人、行政官として成長していくにともない、治者としての倫理性を兼ね備えた徳義論的武士道へと深化・発展した。
- ・ 徳川時代初期、元和年間（1615～23 年）に編纂された武田流軍学の経典『甲陽軍艦』に「武士道」という言葉が頻出し、その定着に大きな役割を持った。享保 1 年（1736 年）に成った『葉隠』にその真髓が集結されている。元禄時代以降、武士道のもつ道德観に対する庶民の憧れから、一種の国民道德として広く浸透していった。
- ・ 武士道の真髓として知られる「忠義」の精神は、没主体的な滅私奉公・絶対服従を意味するものではない。18 世紀の武士社会は、徳川吉宗による一連の組織改革によって、能力次第で出世をすることが可能な社会であった。

- ・ 武士は主体性や自立性なくして真の忠義を実践することはできないと考えられ、命令へのことなかれ主義的な恭順は嫌悪された。主君と御家を守るため、上位者からの命令に対しても「諫言」を行うことをよしとした。
- ・ 一方、主君については、生徳 5 年（1715 年）に室鳩巢によって著された『名君家訓』で、主君の道として、上に立つ者は家臣の諫言に耳を傾ける度量がなくてはならないことが謳われている。
- ・ 武士道の「諫言」の視点から現代の内部告発を見てみると、組織内部の不正に対して立ち向かっていく姿勢は同じだが、その方法と思想が根本的に異なる。内部告発が組織内の不正を社会に向けて暴き立てていくものであるのに対し、「諫言」は、組織内の不正・馴れ合がなされようとしていることに対して公然と異議申し立てを行い、これを未然に抑止していく方式である。
- ・ 2006 年に施行された内部告発者保護法には、企業内部の自浄努力を保護する点で諫言方式が取り入れられており、欧米の内部告発法よりはるかに倫理性、普遍性が高いといえる。まさに武士道の精神が現実社会に適用された事例といえる。日本発のグローバルスタンダードとして世界に提示できるのではないか。

（文責：東京財団研究部 担当 吉原）